

# 「ご契約のしおり-約款」 の記載事項についてのお知らせ

「重要事項説明書（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり」、「約款」の記載事項についてお知らせがあります。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

いちばん、人を考える会社になる。

**第一生命**

**「重要事項説明書（注意喚起情報）」の記載事項についてのお知らせはつぎのとおりです。**

契約日が平成24年4月1日以前となる場合は、「8 保険金・給付金などが支払われない場合があるの？」中の記載（5つ目の■部分）について、つぎのとおりとします。

■保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約または特約が解除された場合

**「ご契約のしおり」の記載事項についてのお知らせはつぎのとおりです。**

■契約日が平成24年4月1日以前となる場合は、「保険金などをお支払いできない場合」・「給付金などをお支払いできない場合」・「給付金・育英年金などをお支払いできない場合」・「介護年金などをお支払いできない場合」・「死亡保険金をお支払いできない場合」中の「重大事由による解除の場合」について、つぎのとおりとします。

- つぎのような重大な事由に該当し、ご契約（特約）が解除された場合で、重大な事由の発生時以後に、保険金などのお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じていたときは、保険金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除はできません。すでにそのお支払事由により保険金などをお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただき、また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料のお払い込みを免除していた場合には、保険料のお払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。
  - ・ご契約者または死亡保険金受取人などが死亡保険金（他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称を問いません）を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
  - ・ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が死亡保険金以外のこのご契約の保険金など（保険料のお払い込みの免除を含みます）を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
  - ・このご契約の保険金などの請求に関して保険金などの受取人（保険料のお払い込みの免除の請求についてはご契約者）に詐欺行為があったとき（未遂を含みます）
  - ・他のご契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - ・このご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由によって解除されることにより、当社のご契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待しえない上記と同等の事由があるとき
  - ・当社のご契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき

**「約款」の記載事項についてのお知らせはつぎのとおりです。**

■契約日が平成24年4月1日以前となる場合は、以下の普通保険約款について、つぎのとおりとします。

**無配当一時払終身保険（告知不要型）普通保険約款 第6条、第11条をつぎのとおりとします。**

**第6条（死亡保険金の請求、支払時期および支払場所）**

1. 死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 死亡保険金受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、死亡保険金を請求してください。
3. 死亡保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
4. 死亡保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
  - (1) 死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
第2条（死亡保険金の支払）に定める支払事由発生の有無
  - (2) 死亡保険金の免責事由に該当する可能性がある場合  
死亡保険金の支払事由が発生した原因
  - (3) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
第2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金請求時までにおける事実
5. 第4項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
  - (1) 第4項第1号から第3号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (2) 第4項第1号から第3号までに定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (3) 第4項第1号から第3号までに定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第4項第1号から第3号までに定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に對する照会 180日
  - (4) 第4項第1号から第3号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。
7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、死亡保険金を請求した者にその旨を通知します。

**第11条（重大事由による解除）**

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
  - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号および第2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
  - (4) 当会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第3号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金を支払いません。また、すでにその支払事由により死亡保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

